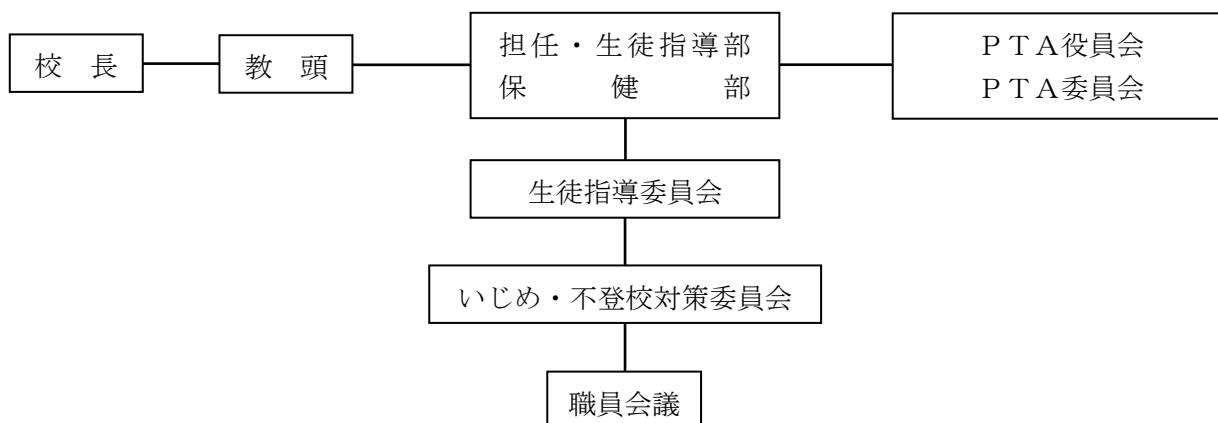


いじめ・不登校に対する指導（基本方針）

ア 方針

「いじめ・不登校は、すべての学校に起こりうる」、「いじめ・不登校の多くは、学校生活に起因する」ことを真剣に受け止め、生命の尊重と被害者の保護を最優先に、いじめ・不登校に対して全力で取り組む必要がある。

イ 指導組織



ウ 留意事項

(ア) 全教職員による指導体制を確立する。

指導上の留意点及び対策について、研修に努め、問題の重要性を認識し、学校長を中心として一体となって取り組むことができるように、教職員間の共通理解を図る。

(イ) ホームルームにおける人間関係と信頼関係を醸成する。

日常生活を通じ、教職員と生徒及び生徒相互の温かく、好ましい人間関係づくりに努める。

(ウ) 生徒の悩みを受容する教育相談体制を充実させる。

(エ) 「いじめ・不登校対策委員会」による校内連携体制と問題への早期対応を充実させる。

(オ) 家庭や地域社会との連携を強化する。

学校は、家庭、PTA、地域社会との密接な連携を深めることによって、教育効果を上げるように努める。

(カ) 心の教育の充実を図る。

一人一人の生徒が存在感・充実感をもって学校生活を送ることができるように、道徳教育の一層の充実と、社会性の涵養や豊かな情操を培う諸活動の積極的な推進を図る。

エ 学校いじめ防止基本方針（概要版）

(ア) いじめの防止についての基本的な考え方

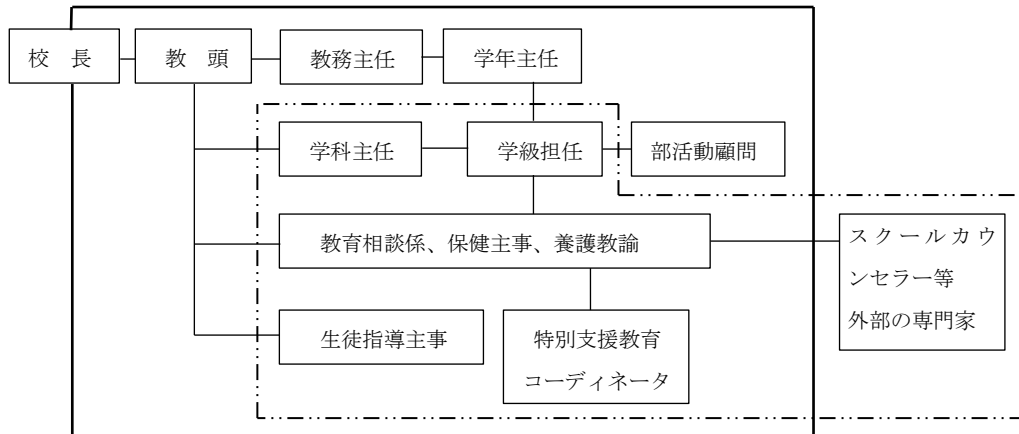
教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていく。

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(イ) いじめの防止等に関する具体的な取組について

- a いじめの未然防止の取組
- b いじめの早期発見の取組
- c いじめに対する措置

(7) 指導組織



指導・支援チームの例。事案によってメンバーを柔軟に対応する。